

平成27年第2回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成27年 6月 2日

本日の会議 平成27年 6月 5日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員	2番 中村 美穂 議員	3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員	9番 西岡 克之 議員	10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員	12番 山口憲一郎 議員	13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員	15番 吉岡 清彦 議員	16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	濱口 務	議事課長	中山 庄治
係長	木須 美樹		

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一	副 町 長	鈴木 典秀
総務部長	荒木 重臣	企画振興部長	松尾 義行
建設部長	森 浩平	生活福祉部長	松浦 篤美
水道局長	古賀 洋	会計管理者	和泉 嘉彦
企画振興部理事	大津 鉄治	水道局理事	道端 和彦
政策推課長	山本 昭彦	総務課長	谷本 圭介
財務課長	田中 一之	管財課長	迎 英樹
収納推進課長	帯田 俊文	企画課長	久保平 敏弘
情報管理課長	谷本 清	都市整備課長	松邨 清茂
管理課長	濱 伸二	農林水産課長	中嶋 敏純
福祉課長	村田 ゆかり	健康保険課長	森川 寛子
介護保険課長	富永 正彦	環境対策課長	木島 英利
住民課長	西平 邦俊	水道課長	吉田 邦彦
会計課長	山口 利弘	税務課長補佐	福本 美也子
教 育 長	黒田 義和	教 育 次 長	帯田 由寿
教育委員会理事	近藤 徳雄	教育総務課長	青田 浩二
生涯学習課長	栗山 浩二	スポーツ推進課長	山口 正
農業委員会事務局長	松本 廣	監査事務局長	森 省二

会議録署名議員

3番 安部 都 議員

5番 饗庭 敦子 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 13時40分

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順1 金子恵議員の①住民の住みやすい生活環境を考えるについての質問を許します。

7番、金子恵議員。

○7番（金子恵議員）

皆さんおはようございます。

今議会の最後の一般質問ということで前向きな答弁をいただければ、早く終わらせたいと思いますので、いましばらく、おつき合い願いたいというふうに思います。

今回のテーマは、住民の住みやすい生活環境考えるということについて質問をさせていただきます。

昨今、子供への通り魔的犯罪や高齢者への振り込め詐欺など今まで見られなかった犯罪により被害や地震、ゲリラ豪雨などの自然災害など外的要因による生活不安が高くなっています。

自治会加入世帯が減少する中、地域の間関係の希薄化など多くの課題が山積していますが、地域の防犯防災の体制強化は地域での支え合いが重要であると思います。

そして、それを支援していくことが結果住みよい環境づくりに繋がっていくと考えます。

住民の声に真剣に向き合い機敏な対応していくことが地域に愛着を持ち、住んでいたいと思うための町づくりを行うための必要不可欠な条件ではないでしょうか。

そのためには、地域の環境整備に早急に取り組むべき点があるのではないかと考えています。

そこで次の点を質問いたします。

(1) 道路整備や改修など自治会や住民からの要望にはどのように対応しているのか質問いたします。

(2) 高齢者見守り体制の現状と、今後の取り組みを伺います。

(3) 住民との会話の中で、資源化物のステーション化の実現を要望する声が多いように感じます。

地域のコミュニケーションは資源化物の拠点回収でしかとれないのか質問いたします。

以上よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さまおはようございます。

本議会最後の質問者であります、金子議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

1番目1点目の自治会や住民からの要望の対応についてというご質問でございます。

町におきましては町長は地域に出向いて地域住民の課題などについて意見を交換を行うほっとミーティング、また、町づくりに関して皆さまの建設的な御意見御提案を募集しております、町づくり提案箱を町内6カ所に設置をしております。

このほか役場ホームページからの御意見や自治会からの要望書の受付など様々な形で住民の皆様から御意見御要望をいただいております。

これら取り組みにより御意見御要望等の案件も今やますます増加をしてきている状況でございます。

寄せられたご意見を町政に反映し、住民の住みやすい生活環境づくりに役だたせいただいているところでございます。

また、寄せられたご意見等につきましては、政策推進課にて受付を行い、提出内容を確認の上、担当所管課へ対処をお願いをしまして、対応可能なものはすぐに対処して、責任を持って回答をさせていただいております。

況でございます。

次に2点目の高齢者見守り体制の現状と今後の取り組みについての御質問でございます。

高齢者見守り体制の現状でございますが、民生委員児童委員の方々は毎年500人弱の高齢者含むひとり暮らしの方への訪問、見守りを行っていただいております。

介護保険課では、訪問介護士が訪問看護師が毎月70歳、80歳、90歳到達者宅を訪問している。

健康チェックを行い、今後見守りが必要と思われる方には要援護者台帳を作成し、その後も定期的に訪問をしております。

また、長与町社会福祉協議会にお願いをいたしまして、自治会単位での高齢者見守り体制の構築を進めておりますが3月末現在10の自治会で高齢者の見守り活動、支援活動に取り組んでいただいております。今後自治会を始め関係各所のご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

一方、高田地区におきまして現在実施中の「地域支え合いICTモデル事業」につきましても、本年度が最終年度となっていることから、今後、事業効果等を検証し来年度以降の方向性を見きわめてまいりたいというふうに考えております。

次に3点目の地域のコミュニケーションは資源化物回収でしかとれないのかというご質問でございます。

日頃の自治会活動や地域コミュニティ活動及び町等の主催行事など様々な形で、住民の皆様の交流を行っていただいているものと考えております。

資源化物の拠点回収も、その中の一つの機会ととらえることができるものと考えております。

資源化物の回収につきましては地球温暖化をはじめ、資源の有効利用、ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図る目的から、長与町保健環境連合会によりましてご検討頂き現在の回収方法となったものでございます。

この取り組みにつきましては、住民皆様のご理解とご協力いただくことにより実施できるものと考えております。

この取り組みを通じまして、資源化物を持ってこられた住民の方々がお互いに顔合わせ、声を掛け合うことで交流が図られコミュニティの強化や地域活動の活性化の助けになるものと考えております。

今後も住民皆様のご理解とご協力をいただき取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

それでは再質問に入させていただきます。

まず自治会などからの陳情要望というのは、防犯灯の球切れですとか公園管理そして、道路の補修改修に多岐にわたるといふふうに推測いたしますが、ここ1年でのおよその要望件数と実行した件数そして内容を簡単に構いませんので、お伺いできたらというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

山本政策推進課長。

○政策推進課（山本明彦君）

要望件数でございますが、26年度の要望件数は自治会からの要望コミュニティ要望合わせまして58件、町づくり提案箱からのご意見のほうは44件、ホームページからの御意見のほうは141件ございました。

それで要望の方ですが、自治会からの要望というのが、大体、危険カ所の改善要望それとあと道路、道路補修、維持管理の関係の要望のほうが主なものとなっております。

町づくり提案箱のほうはですね、窓口対応、役場の利便性に関するものが3件、公共施設に関するものが8件、それとごみなどの環境に関する件が2件、あと道路、河川、交通に関するものが7件、講座など教育に関するものが10件、町の施策に関するものが10件でその他4件でございました。

以上です。

○7番（金子恵議員）

はい。

○議長（内村博法議員）

はい、金子議員。

○7番（金子恵議員）

それでは、自治会からの要望をに関してちょっとお聞きしたいんですが、26年度には58件あって、道路維持改修等が主な内容だったということですが、この58件中、無執行というものがあるかというふうに思いますが、これに関し苦情はないかその点はいかがででしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本政策推進課長。

○政策推進課（山本明彦君）

要望によっては対応できないケースも多少あります。

その対応できないケースにつきましては、その理由を記載をいたしまして要望された方の方には逐一報告をさせて、御理解をいただいているところでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

そういうふうな要望を執行するそういう場合ですね、やはり必要性とか緊急性とかそういう部分が優先することは理解はするところですが、要望して何年たっても整備してもらえないという話をよく聞きます。

今、逐一報告はなされているということですが中にはやはりどうしても回答が遅くなっていたいていないという話も、同じ自治会長会などで話をした中で聞いたりもいたします。

地域の声というのを取りまとめて自治会の方で持ってきておりますので、単独予算というのはやはり増額して、でもやっぱり地域の環境整備というのは図るべきだというふうに思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

答弁で申しあげましたように今、提案箱に入って来る件数が増えてきました。

今、議員がおっしゃるようになりますね、回答できるものとできないものはあります。

だけど回答できないものにつきましては、なぜできないのかっていうのはちゃんと理由をですね、書いて返答をいたします。

ただですね、名前とか連絡場所が記載されてないのも結構多いんですよ、そういう方々に対してはどうしてもできないと、返答できないというものもありますので、できれば名前、お名前とか住所とか書いて提案していただければ一番いいんでしょうけども、それじゃない方々もいらっしゃいます。

町といたしましては、提案箱を作った理由としましては、常にやっぱり町に対してこういうことをしてほしいとか我々が見落としている分についてですね、常に提案をしてほしいという希望がございます。

そういったものについてもありがたくお受けしまして、そして、できることは本当に素早く対応しようとい

うそういう気持ちでおりますので、その分御理解いただきたいなと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

道路整備、補修及び交通安全対策の地元の要望に対して確かに大型事業というのも必要でしょうけれども、町民に密着した足元の事業から先にやっていただくということもやはり大事かというふうに思います。

町民の気持ちとしては皆さんやっぱり同じように税金を払っているのだから公平性ということを考えると、要望するのはいたしかたないのかなというふうに話をして思ったりいたします。

次にその周辺の住民の方が心配されている皆前地区になるんですけれども、役場前の町道、長与中央線の整備の件でお聞きしたいんですけれども、橋がかかることによって道路が数十センチ上がるというふうにお聞きしております。

私が役場の方から直接聞いたわけではなくて、その前に地元の住民の方に聞いたものなんですけれども、これは計画として今後どのような形になっていくのか、簡単にでも説明をしていただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい。

今工事中の役場の前の橋の件でございますけれども県道側、町と対岸側ですね、そちらの方の高さっていうのは今とほぼ変わらない。

ただし、こちらの役場側の町道に関しては、ちょうど橋がちょっと突き当たるところで約60センチ程度は、今の町道より上がるという計画でございます。

私たちの方も余り上がってしまうと付近の取りつけ道路とか、住宅に影響がありますのでそこで一番けたの厚みが一番とは言わないんですけども、費用対効果と考えまして薄いけたの作成に今入っております。

ただしどうしても県道から比べれば町道側がかなり低く、今現状となっておりますのでそこで、どうしても60センチ程度は上がる状態でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

やはり、道路事業ということは専門的な部分が多くてなかなか住民は理解できないところが多々あるというふうに思っております。

周辺の住民に対して十分な情報提供ですとか説明を行って意見を聞くなどの過程を取るということが大切だというふうに思いますけれども、そこが事後報告的になっていたり、住民不在であったりと対応が十分ではないんじゃないかというふうに感じております。

周辺住民ですとか地権者そして店舗等を借りている方々に対して十分な説明をされたのか、この点はいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

昨年来から工事をしてしておりますけれども、工事に入ってどうしても騒音とかですね、そういったところが発生します。

それにつきまして工事の説明会は前回はちょっとおくれましたけれどもしております。

今回の分につきまして地元の皆前自治会、商店、土地の所有者それと借家人の方たちにはダイレクトにお送りいたしまして、説明会をする予定でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

公共事業への住民参加ということに関しましては、様々な取り組みが他の自治体でもなされているようです。そもそも住民に参加してもらって地元説明会というのを開催するときに、その時には行政の方である程度の決定済みっていうことがほとんどです。

しかし、早い段階での合意形成を図っていくという意味でも早め早めの住民説明会ですとかそういうふうなものが必要ではないかというふうに思いますが、その点すいませんもう一度お願いします。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい。

住民説明会っていいですか工事に入る前計画があって、ここの西高田線に関しましては事業計画とか縦覧とかをしております。

それに対して地元説明会をずっとするというのはちょっとやってないんですけども、どうしても公共事業に入りますと都市計画決定とかそういった形でしていきますので、当然この中では工事をして縦覧にかけると、そのときに意見があった場合にその中で対処していくっていう形で住民説明会やってませんけれどもそういった工事とかですね、縦覧の方は広報に載っけてするようにはなってます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

橋がかかるということで説明会があったときに、私も参加しましたが、今回のこの道路が上がるっていう部分に関しましては、そのときに私も聞いていなかったような気がするんですね、ですから周辺の住民の方が聞いていないというふうな話になったのではないかというふうに思っております。

では、この道路の状況なんですけれども役場中央線、役場側の歩道っていうのはもちろん確保されているものだと思いますが、歩道から今度、住居のほうが道下になるということになりますよね。

60cm近く上がってなだらかに長与駅方向になだらかにおりていくのでしょうから、その場合、雨水対策というものはどのようにするのか、そして溝の構造っていうのは安全考えたきちんとしたものになるのか、その点はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい。

現道のすりつけ区間でございますけれども、大体役場の玄関前あたりからちょっとバイク屋さんが向こうの方にあるんですけども、その区間の中でそのすりつけを行っていくと、それに対してどうしても現道の側溝っていうので、大雨が降った時とか水の流れが悪いとか溜まるとかいう意見を聞いております。

そこで今回の工事を機にですね、流末の排水、要は断面を確保して長与川に放流するとそれにあわせて現道、今ついている側溝の方の改修が必要かと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

道路がおいた先のバイク屋さんの一帯というのは、近年頻発しておりますゲリラ豪雨とか、台風の際とか、そういうときには大雨のたびに一時的ではありますが、冠水したり道路の側溝から水があふれたりそういう状況であります。

そして、中央商店街の方から雨水がそこに流れこまずにバイク屋さんの前の横断歩道の周辺に溜まって子供たちが登下校のときは道路にはみ出して歩いているっていうふうな状況です。

これはこの一般質問することによってお聞きした話ですけれども、その雨水が溜まったところに高齢者の男性の方がバイクで走っておられてこけたと、こけた時点ではもう動かなかった、何日か後に死亡されたという事故があったということです。

ですから、この要望っていうのは結構前から行政の方にも知らされているのではないかというふうに思いますので、早急に対処すべきという部分では話をじっくりと地元の方に聞いて対応していただきたいというふうに考えております。

皆前自治会のこの周辺から三彩にかけての土地区画整理事業というのは、40年前に行われたというふうに聞いております。

その当時、この計画のままではこの第一区である皆前自治会、この地区自体はそのまま今のように道路をとると勾配がとれないので、将来冠水する地区がでますよということで、その当時の審議員の方から指摘があったというふうに聞いております。

審議員さんが指摘をしたというふうに聞きました。

その当時、その事があったにもかかわらず計画を続行したという経緯があったということが今のしわ寄せが現在冠水する原因の一つになっているのではないかというふうにも考えられるんじゃないかと思っております。

実情はやはり地元住民の方から皆さん行政側は要望でお聞きして把握されておられることと思いますが、この付近の雨水対策がなされたとしても大本というのがあります。

長与小学校と中学校の間の小高い山ですけれどもここは小さい山にもかかわらず、すごい大量の雨水が道路の方に流れでてきます、きちんとした溝もないので道路を流れ落ちてくる、そういうふうな感じなんですけれども、そのたびに周りの土砂を巻き込んで1番下の道路側の溝の方に流れ込んでくる。

もちろん土砂が溜まりますよね、溝の深さが半分ぐらいになって結局悪循環をうんでいるということだというふうに思っております。

ですからここは1、2年1回は必ず土砂を取り除いていただかないとのちに浸水とかそういう被害があるんじゃないかというふうな感じで住民の皆さんは、その時期になるとやはり危機感を持っているというのが現状です。

ですから、今ある応急処置として考えられるのは山から出てきた場所を特定していいますと青田さんの駐車場から中央商店街に向けてそしてその一帯の周辺の側溝なんですけれども、側溝の改修ですとか雨水を貯留するというやり方があるかというふうに思いますけれども、これも予算が絡むことですので一方的には言えませんがこれはもう何年も前からの地元住民の要望であります、こういうふうな要望に対しての対処というのはどのように考えておられます。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい。

今、言われてるところの雨水排水の件なんですけれども、ちょうどバイク屋さんから向こうのの中央商店街の花屋さんのところあの一帯が多いと聞いております。

側溝の中も見には行ったんです、以外とっていえばおかしいんですけども堆積物はそれほどはなかったと。

ただし昔の開発のときですね、先ほど言われたとおりの昔の開発であってそのときの側溝がそのまま断面のまま据わっております。

今回の工事を機にですね、所管は管理課になるんですがそちらの方とちょっと話をしながら、今回ちょうどいい工事に流末をしてしまうんで流末大きくして、そこの花屋さんのところまでの側溝の改修ができないかという協議をしているところでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

その路線っていう、商店街までの線というのも地元の要望というのは数年前からありますので、そのように対処していただけたらありがたいかなというふうに思っております。

私が今言ったのは、花屋さんから直角に曲がって山手方向のこの路線なんですけれども、ここは土砂をとってもらわないと確実に溜まっている場所でありますのでその方の調査、側溝に関しての調査と勾配ですとかそういうのを急にとはもちろん無理でしょうけれども、考えてっていうか見ていただければというふうに思います。

現実っていうのを現状、現実を知っているのやはりそこに住んでいらっしゃる住民の方々ですので、やはりそれは念頭に置いていただきたいというふうに思っております。

財源問題であることは理解いたします、でも、できない理由というのを探すということに終始するということとは考えておりませんけれども、できる方法っていうのを探求するというやり方を考えていただきたいというふうに思っております。

この件につきまして最後に町長の見解を求めます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員がおっしゃる通りですね、40年前の最初の土地区画整理事業ってことでまだ土地区画整理事業がまだ皆さんよくわかってない時ですね、始められたもので多々やっぱりそういった齟齬をきたすものがあるかもしれません。

今、議員がおっしゃるようにそういった形でこういう状況だよっていう状況の連絡をしていただければ、私たちはすぐ飛んでいましてね、できるだけ早く対処できるように処置をとっていきたいと思っております。

町民の方の安心安全というのが1番大事です、ただ、それが難航をきたすものであるとか時間がかかるものであるとか大きな事業をしなくちゃいけないというものでもありますので、そういった分についてはそれに合わせてですね対処していきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

はい、金子議員。

○7番（金子恵議員）

よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に2番目の高齢者の見守りに関して質問させていただきます。

民生委員の見守りの対象となっているのは、500人弱ということで答弁の中でお聞きいたしましたが、そ

の見守りの範囲ということではどのようになっていますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

民生委員さんの見守りの対象者の範囲っていうものは民生委員さんにそれぞれ担当地区ございます。

その中で民生委員さんあるいはお近辺の方の情報によりこの方を見守ったほうがいいんじゃないかということ、民生さんが独自で集められてる情報でございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

ですね、その地域でその見守りの範囲っていうのが色々あるのはおおよそわかってはいるのですが、民生委員の今、民生委員をやられている方と話をしたときにまず出るのがなかなか情報をもらえないことを話をされます。

個人情報とかそういう観点からもなかなか情報提供に関しては出せないっていうのが現状でしょうけれども、民生委員さんに対するその情報提供ですね、これに関して今後考えられるのが災害時の要援護者情報ということ、これも考えていくべき課題だというふうに思っておりますが、このことに関して今後町はどのように対応されるのか、その点を伺います。

○議長（内村博法議員）

松浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

災害時の要援護者対策でございますけども、このたび長与町の地域防災計画が改定がなされております。

その中で見守り対象者の方をどういう方を対象にするか具体的に明記されております。

それとその名簿ができたのをどの機関に事前に渡すかっていうのも具体的に明記されておりますので、それによりまして介護の要介護者あるいはひとり暮らしの方っていう範囲も一応決まっておりますのでその範囲の中で提供していきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

その名簿作成が終わった時点でそこで知り得た情報っていうのは、日々の民生委員さんの活動に利用できるようになるのでしょうか。

松浦生活福祉部長。

はい。

この名簿の作成に関してはあくまで御本人さんの同意っていうのが必要でございます。

なおかつその同意っていうのはこの災害時における要援護者の名簿ということでございますので、災害時のときにしか使っちゃいけないということで現在のところはなってるところでございます。

金子議員。

民生児童委員の職務というのはやはり情報収集することによってその活動の活動ができると思います。

民生委員法の第15条で守秘義務が民生委員さんには課せられております。

活動しやすい環境ということで考えますとやはりそういう観点から情報提供すべきだというふうに考えておりますけれども、その点はいかがででしょうか。

○議長（内村博法議員）

松浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

はい。

確かに議員おっしゃるように情報できれば1番いいんですけども、ただ、どうしてもその上に個人情報の保護とという保護法、それに関連する法によりましてなかなかそれが行政の方から情報提供はなかなか難しいっていうのが現状でございます。

○7番（金子恵議員）

はい。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

個人情報の云々ということの承知はしておりますけれども、市町村独自で民生委員活動と個人情報の取り扱いに関するガイドラインというのを作成して、民生委員さんが活動を円滑に進めることができるように取り組んでいる自治体というのもあります。

そのような取り組みをやはり本町でも早急に確立していくべきではないかというふうに思っておりますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

はい。

私の方からお答えさしていただきたいと思います。

民生委員さんに情報を提供する場合におきましても、御本人さんの同意っていうのが必要になるかと思えます。

その中で今後、民生委員さんの見守りにしていただくようにできませんでしょうかというような同意の取り方というのも一つの方法として考えていく必要があるかとは考えております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

民生委員の方々、それぞれ担当されている人数等も違いますし結構負担になってらっしゃる方も中には負担というか、人数が1人に対してかなり見守りをしないといけないという方も中にはいらっしゃいます。

ですからそういうふうな方々の活動が活動しやすい環境っていうですかね、そういうことを考えていくためにも前向きな方向で取り組んでいただければというふうに思っております。

本町は早くにその事業者と協定を結んで高齢者の見守りをお願いしているというふうな経緯があります。

これによって実際に連絡があったとかの事例はございますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松浦生活福祉課長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

はい。

私は昨年3月まで介護保険課にいましたので、そのときにやはり民生委員さんからこの方様がおかし

いというような報告を受けてそれに対して介護保険の方で対応したっていう事例は数件ございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

それでは協定を結んでいる事業者からの連絡はとりあえずはその事例としてはないということでそういうことでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

事業所っていいですか、介護の事業所からではなくって協定っていうのは今のところどこも結んでない状態だと思いますけども。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

そうですか、すいません。

前に一般質問したときに、事業者との協定というその言い方が私がちよっとおかしかったかのもかもしれませんけれども、例えば、新聞配達の方ですとか生協、ララコープ、大手スーパーのようなところと協定を結んで見守りをするというふうな答弁の中にあつたような気がしましたので、実際にきちんと協定を結んでいるのかなと思ひまして、今の質問だったんですけれども現在そういうふうな大手スーパーですとか郵便局配達員そして宅配便の方、ガス会社、水道局の検針員そういう方と一緒に広範囲での見守りをできるように取り組んでらっしゃるところが、取り組んでいる自治体も多いです。

先日も大村市がその大手スーパーと見守りに関しての協定を結んだという記事が某新聞に載っておりました。

こういうふうな皆さんのお力を借りて見守りをしていくっていうことが、今後の見守りの形になっていくのではないかというふうに思っております。

愛知県の長久手市というところでは5万ちよつとの市なんですけれども71の事業者と協定を結んでおられるそうです。

その活動を市民の方に広げること狙って地域見守り安心ホットラインを設置したということです。

近所でポストに新聞や郵便物が溜まっていたり、洗濯物が干しっぱなしになっていたらそのホットラインに連絡をしてもらって、その地域での見守りを進めていくということなんですけど、これはもう効果的だというふうに思いますがこういう取り組みをしていく考えはございませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

はい。

議員がおっしゃるようにそういう手法もあるかと思ひます。

ただ今現在一番力を入れているのが、自治会での見守り活動っていうことで社会福祉協議会の方をお願いをしてつくっております。

その中でやはり地元の身近な人が身近な人を見守るというのが1番地域の結びつきも含めて効果があるのかなというふうに感じております。

現在、先ほど答弁いたしましたように10自治会で行っておりますこの活動というのをもう少し広げていけ

ればというふうに考えております。

以上です。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

10自治会で見守りマップということだというふうに思っておりますけれども、50の自治会があるこの長与町ですので、できればマップに落とすというのは大変な作業ではありますが、今後やはり高齢化が進んで認知症患者だけでも2,025年には700万人を超えるというふうに突破するというふうに言われております。

地域ぐるみでの声かけですとか見守りをしていくということは、考えておられるでしょうけれども、今後手厚い体制というのとをとっていただきたいということ強く要望いたします。

次に、拠点回収に関して何点か簡単に質問させていただきます。

資源化を進めるっていうきっかけそういうものがあって始められたこの拠点回収ですけども、現在はそのコミュニケーションをとる絶好の機会ということで継続しておられます。

私もその月に1度6時半ぐらいから8時半ぐらいまで拠点回収出ておりますけれども、年に一度の当番でこられた方との話というのは弾んで楽しいというふうに私は感じておりますけれども、だからといって皆さんが喜んでその拠点回収に参加しているかという、そうは感じては実はおりません。

まず、お聞きしますけれどもこの拠点に持って来れないということで常設の回収の方に持ってこられる、量が増えたというふうにお聞きしましたけれども、大体の数と回収量の推移というんですかね、簡単にでいいですのでお示しただけならというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

木島環境対策課長。

○環境対策課長（木島英利君）

はい。

回収量ですが平成26年度といたしまして39トン、平成25年度で16トン、平成24年で6トン、23年度で1トンという形になっております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

常設の場所が増えたということとそういうものがあるということで、この数字が増えていったというのは理解するところでありますけれども、以前の一般質問の中で私は実際にこられるのは私がいる自治会では加入者の3分の1程度という話をしたことがあります。

常設がそれだけ利用者が増えたということは逆に言えばわざわざ日曜日の朝に持っていかなくてもいつでも出せるようになったわけですね。

それと業者に出していた方が持ち込んでいっちゃうのかもしれないということも考えられますけれども、その点はどういうふうに分析されておられますか。

○議長（内村博法議員）

松浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

はい。

基本といたしまして拠点回収ってのがございます。

これが月1回ということではなかなかその日に持って来れない方がいらっしゃるということで、常設の回収場所を公共施設の中に造ったということでございます。

あくまで基本は拠点っていうことでお考えいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

この拠点回収というなぜ拠点回収なのかというの十分理解しておるところであります。

私も必要であるというそういうふうにも感じておりますし、しかしその住民の声を聞くという立場からこのような質問させていただいておりますけれども、おもしろいものを見つけたんですね、15年の12月議会で同僚議員がその当時、15年というと始まってから2年目に当たる年だと思えます。

その当時は17自治会が拠点回収をされていたその当時の質問なんですけれども、全職員が先頭に立ってやるべきではないかというその質問に対しその当時の町長が当然のことであるというふうに答弁をされております。

そして18年12月、これは17年から全自治会がやっておりますのでその当時の質問の中に全職員が毎月参加して手助けの必要があるのではないかとという質問に対し、すいません、間違えました。

諸問題を解決し二、三年後にはステーションへ戻す考えであるというふうに当時の生活福祉部長が答弁をされています。

これはステーションに戻すべきではないかという質問に対しての答弁です。

そして24年の12月議会、これは現吉田町長ですけれども、全職員が毎月参加して手助けの必要かあるのではないかとこの質問に毎月は難しいと答弁されました。

住民の中には毎月出ておられる方もいらっしゃいます。

それなのに職員は難しいというその答弁というのはちょっとそぐわないのではないかとこの感じがしますけれども、現在もそのお考えのままでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

これは何回も言ってますけれども、これは町民皆さんが自らの自分たちのごみを処理していくってということで、役場職員さんにおいてもその地域においてははされてるかと思います。

そういう中において、共助ということからなりたってると思うんですよ。

議員も今回御指摘のとおり、地域が非常に希薄なってるというようなことを答弁されておりますけれども、全くそういう中においてやはり長与町は4万3,000人足らずおりますけれども共助精神で自分たちのごみは自分たちで責任をしていくと、ただしこれについても町が基本的にやります。

拠点回収については手を尽くしますけれども、共助として皆さん方も参加していただきたいと、そしてきれいな町をつくって行こうではありませんかとその中でのコミュニケーション地域の活性化というのも図って行こうじゃないかとことでとりおこなっておるのが現状でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

そうですね、各自治会の中でそういうふうに職員の皆さんもできれば、役員とかかれてなくても時々手伝いに来ていただけたりとかしたらありがたいかなと。

なぜかと申しますとやはり拠点に毎月立っていただく方も高齢化が進んで今後、どのようにやり方を変えて

いこうかというふうに考えているところでございます。

ですからそういうふうな協力体制があれば地元自治会としてもそれぞれですね、助かるのではないかと
いうふうに思っております。

班も出ない役員もなかなか出れないということで、特定の方に1年間お金を払って拠点回収を行っている
という自治会もあるようですので、そういうところを考えて協力体制の方よろしくお願ひしたいというふう
に考えております。

拠点回収の問題というのはだれか1人が言ったから拠点回収見直してほしいと言っているわけではござい
ませんので賛同する人ばかりではないということです。

町長がいつもおっしゃられるコミュニケーションそしてそれによって地域を活性化していくということ
も重々わかっております。

しかし、もしかしたらわずかな声かもしれませんがそういう声があるということで、今後何らかのア
ンケートを取る機会があるかと思ひます。

以前、ごみの収集に関しても町づくりか何かのアンケートの中に入れ込んで取ったことがあるというふう
に一度お聞きしたことがあります。

今後、アンケート調査をする機会がございましたら、拠点回収に関しての皆様の御意見コメント等そう
いうものを取っていただきたいというふうに思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

木島環境対策課長。

○環境対策課長（木島英利君）

アンケートにつきましては、長与町の第9次総合計画に向けたアンケート調査ということで昨年度実施をさ
していただいた中にごみと尿の関係につきましても、アンケートをとらせていただいております。

集計的にはまだ把握をしておりますが、それを参考にして検討もさせていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

そのアンケートの結果の公表、開かれた行政ということで皆様に見える形でしていただければというふう
に思ひます。

1番最初に拠点回収が始まったときにその当時の方がいいところにおられた方々は、やはり諸問題とい
うものを知られて実感しておられたようです。

会議録を読み返したところですね、そういう諸問題が実際に解決されたのかというところの観点から
も、そのアンケート調査の結果というのは十分検討をして今後の回収というものにつなげていただ
きたいというふうに思っております。

これで一般質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時35分まで休憩いたします。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2、議案第41号、長与町社会教育委員条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第41号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月10日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、6月10日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。日程第3、議案第42号、字の区域の変更について を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

はい。

では42号について質問いたします。

常に、提言提案してきたこの新しい町の町名変更ですね。

これ向かっていっておりますんで、うれしく思っております。

その中で、この参考図を見ながらお尋ねしますけども、せっかくこの42号この本書の1ページ見ますと、北陽台1丁目2丁目とはっきりできて、右側のほうにですね。

諸々のちょっと、たくさん番地が編入されてくるわけですが、その中でこの地図を見てみますと、参考図ですね。

大きく、右側の方が1丁目、左側の方が2丁目とはっきりわかっております。

その中で、1丁目の方のこの下の方の高田郷と、右上の方の嬉里郷、これも1丁目の方に入っておるのか。

なかなかちょっと調べておるんですけどもわかりにくいところがありますので、入っておるのかいないのか。

もし入っていないければ何故せっかくこれだけの町名もですね、区画整理事業の区域内になっておりますので、すべきでないかという気もするわけですが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

ただいまの御質問にお答えします。

まず、図面右上の嬉里郷字西田につきましては、工事の施工上榎の鼻土地区画整理事業の施工区域ではございますが、字の形成上、字西田がきれてしまうような形になりますので、今のように字界を変更したほうが良いということで、これは法務局との事前協議も行っております。

また図面右下の高田郷字並松につきましても、地形的に北陽台団地に若干上の段になっておりまして、北陽台団地1丁目、2丁目がですね、上の段になっておりまして地形的に言いますと、下の段の高田の方に近いということで、そこに住む組合員の要望も高田のままでいたいということで、高田のままであれば高田の方の自治会にそのまま入り入れるということで、もし北陽台という住所に変えれば絶対やないんですけども、北陽台の2丁目の方が違う自治会に入るというようなこととなりますので、できるだけそういうことはしたくないということで、組合からの要望もありまして、地形的にも勿論下の段と上の段と高田になりますと、北陽台は地形的に違うということで。

これも法務局との事前協議で、そのようにしてよろしいということで事前協議は進んでおります。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

でも両方とも嬉里郷にしろ高田郷にしろ、住民の方が住んでおる地形となるわけですね。
人家があるそういう地形でもまたなるわけですね、両方ともですね。

○議長（内村博法議員）

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

自治会としては、両方ともこれからすると、北陽台1丁目になるということですかね。

○議長（内村博法議員）

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

先ほど御説明したように、嬉里郷の方は嬉里のままに残りますし、高田のところは高田のままで残りますので、自治会的にも高田で残るところは高田の自治会になりますし、嬉里で残るところは嬉里の自治会になります。

そして北陽台1丁目はですね商業地域ですので、自治会的には北陽台2丁目がまあ自治会になると、ということになると思います。

以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第42号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月10日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、6月10日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。日程第4、議案第43号、都市計画道路西高田線橋梁工事請負契約の締結についてを議題といたします。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは質疑をさせていただきますが、この都市計画道路西高田線の工事がこの間、入札がですね、最低価格の入札が、結果が出たということで、大変いろんな物議を醸し出しましたが、そこで今回の請負締結につい

てですけども、状況を少し教えていただきたいというふうに思います。

まず入札結果の予定価格ですね、この工事の予定価格。

あと最低制限価格が少し、いくつか質問しますんで、お願いしたいと思いますが、あと入札参加事業所。

で、落札額とその次点といいますか、落札にならなかった次の業者との価格の差額。

それと今回の工事につきましては制限つき一般競争入札と。

今回の工事に限り、こうした形を取り入れた理由ですね。

それでまた相手方がJVになるんですかね、これもなぜ今回こういう形になったのか。

それと、前回からこの入札の問題については最低価格と同額だったということで、ランダム係数導入をされたものなのか、入札結果なのか。

とりあえずそこまで。

で、数字が関わる場所なんでゆっくりと答弁お願いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

ただいまの質問にお答えします。

まず予定価格です。

予定価格は3億1,994万3,000円、これは税抜でございます。

落札額、2億8,555万5,000円、これも税抜きでございます。

最低制限価格2億8,495万7,000円、これも税抜きでございます。

それから、落札者とその差額ですけども、入札者は4名いらっしゃって、最低制限価格を下回っている方が2社ございました。

そして、一つ上の方の入ったところの金額が2億9,500万、これも税抜きです。

落札が2億8,555万5,000円。

その一つ上の金額が2億9,500万でございます。

それから、そういった一般競争入札、長与町制限つき一般競争入札にした訳でございますけども、これは長与町制限つき一般競争入札実施要綱、によりまして、制限つき一般競争入札の対象となる工事は、建設一式工事、土木一式工事、電気工事、管工事及び水道施設工事のうち、設計金額が3億円以上のもの、となっております。

まずその他、町長が施工条件等を勘案して、選定した工事等というものが対象となる工事でございますが、この要綱に従いまして、設計額が3億円以上でございますので、制限つき一般競争入札を行ったということでございます。

それから、ランダム方式を取り入れたかというのは、当然7月1日からはランダム方式で、建設工事は行うということで要綱を作っておりますので、ランダム方式で予定価格及び最低制限価格は決定しております。

JVにした理由でございますけども、地場産業育成のために通常、JVにして、親と子と作って、個人に出す方式ですけども。

そういうことで通常JVでこういった制限付き一般競争入札は行うにしております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今の説明ですと、最低制限価格と落札額は90数%ですかね。

ぐらいの割合なるということで、ランダム係数の導入後ですけども、非常に最低制限価格に近い落札が行われておるといことですが、この辺の見解があれば少しお伺いしたいというふうに思います。

あと、そのJVの関係ですが、特殊な工事といえますか、まあその地場産業の育成というふうな形で言われましたけども、地場産業に関わる部分ならば、私はJVなんかを組むときに、この間議案説明がされたときにその構成員の水道工業株式会社については、5,900万ぐらいの資本金だというふうに言われてましたので、町内業者でも対応できる部分が無かったのかなというふうな感じも受けて。

というのも、ある市ではJVを組むときには必ず町内業者をですね、入れるようになっていうふうな、そういうふうな構成もされてるような話もお聞きしますんで、そういう部分の対応ができなかったのかな、というふうにならうにお伺いしたいというふうになります。

ですから今2点ですね。

それと続けて質問させていただきますが、工期が平成28年の12月28日までというふうになっております。

それで参考図を見せていただきますと平成27年度の施工と28年度施工予定としております。

これ予定としているのは、なぜなのか。

その12月28日、27年度に工期がやれるというふうな形で28年度は予定としてるものなのかですね。その辺をお伺いしたいというふうに改めてお伺いしたい。

今3点目ですね。

それと、これまでこの橋梁工事が行われまして、昨年の橋梁工事は900万ぐらいでしたかね。900万の事業で行われました。

そのときの工事は、橋台を1カ所、橋脚を1つ。

迂回道路を作ると、いわゆる対岸ですね、役場側の対岸側に作ると。

900万の工事だったんですね。

すいません、9,800万ですね、9,800万の工事。

今回の工事は、橋台は1つ。

迂回道路も同じ。

迂回道路は前の工事から比べると、長くはなりますけど幅が狭いという意味では、費用的にもそう変わらないのかなと。

で、変わってくるのが踏掛版2つと。

上部工の工作と上部工の架設ということで。

にしてもその差額がですね9,800万、1億足らずの工事が今度は2億8,000万。

この差額はどのような部分があるものなのかですね、その工事の内容の内訳だとか、わかればお伺いしたいというふうに思います。

ですから今、落札額、落札率の見解が1つあればお伺いしたいのと、JVの関係ですね。

それと工期の28年度の施工予定とされてるのはなぜなのか。

それと、前回の橋梁工事に係る費用と今回の橋梁工事に係る費用の大きな差額がなぜなのか。

4点ですね、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

1点目と2点目のご質問にお答えします。

まず最低制限価格を計算すると89.25%になるんですけども、これはまず最低制限基本設計価格という

のを計算上出しまして、ランダムをしていますのでこれのプラス1.1%の範囲でランダムがかかりますので、それで最低制限価格が最終的な最低制限価格が決まるんですけども。

まずこの4社ある内の2社はランダム系数が2次ランダム、公開ランダムですね、業者がいる前でランダムするんですけども、それがちょっと高かった為にですね、失格になったというのが2社あります。

それでその最低制限基本価格、これは設計を組んでみれば、正確に組みまれば近い数字が計算で出てくるんですけども、それプラス1.1%の範囲で業者が予想して、ま、予想してっていう言い方は悪いんですけども、見積もりをして入札をしてる関係で、最終的にその失格にならないで最低制限価格よりギリギリ上回った業者が、落札したということでございます。

それと、地元業者を選ばなかったのかというご質問ですけども、これは特定建設工事共同企業体というのは、自ら共同企業体は作るものですから、長与の業者というふうな縛りをすることもできないわけではないですけども、そうするとほとんど結べなくなりますので、そこはもう少し範囲を広げて指定をしていますので、他の業者、今回でいえば、西海興業、田浦組、上滝、そして水道工業という業者が共同企業体になって入札に参加したと。

いうことでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

それでは3点目4点目についてお答えいたします。

参考資料に添付しておる図面の中の平成27年度施行28年度施工（予定）と書いておりますけども、この（予定）というのは大きな意味はございません。

今回の工事は27年度に28年度にまたがる、2カ年の工事でございます、ここの中で当然あの上部工の桁作成からその桁を今度は現地の方に乗つけるんですけども、そこが28年度に行くのか27年度で終わるのかっていうところで、予定と書いてるだけで。

予定っていう大きな大義はございません。

それともう1点、前回の26年度に発注している橋台と橋脚一脚、それと人道橋の撤去、これで9,800万、今回はなぜっていう話なんですけども、今回の場合はどうしてもあの28年度に完成をさせたい、っていう工期的な意味合いもございます。

そこで今回、橋台の1脚の分と桁を製作してその桁を乗けていく、それに引き続きまして町道側の道路の振り替えとかございますので、そこの中で工程管理がなかなか難しいといったところで、その下部工の分と上部工を合わせて工事を発注したという形でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

その工事に掛かる費用そのものはどんななんですかね。

その前回の工事からすると、非常に1億足らずですから、2億ぐらいですね。

事業費は増えてる、工事内容費が増えてると。

今のは集中して工事をしたいからこの金額になりましたというのは、ちょっと理解ができないんで、工事の詳細がわかればですね、具体的な部分がわかれば教えていただきたいと。

いうふうに思います。

それで、先ほど同僚議員の一般質問の中で、この橋梁工事が60センチの高低差があると、いわゆるその町

道側とですね。

その部分の工事も入ってるんですかね、この工事の中には。

というのも前回は工事契約をされて、追加工事が出たと。

ということで、変更されたと。

今回ももしそれが入ってなかったら、当然のように追加工事のされるのかなど。

私前回は指摘したように、当然こういう工事というのは追加がない形の中でですね、それとやむを得ないという部分があれば当然でしょうけども。

想定されてる工事があれば、その部分も含めて契約をするべきだというふうに思うんです。

ですからその部分も、既にこの中に入ってるのか。

入ってなければまた新たな工事費用作らないといけないという部分も出てきますし、それはやっぱり避けるべきではないかなというふうに思いますんで、どのように考えていらっしゃるのか、お願いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、今回の工事3億円を超えた工事の内容でございますが、簡単に申しますと下部工と上部工と分けまして。

下部工の方の、あくまでもこれ設計金額の話をさせていただきます。

下部工の方で約9,000万、上部工の方で2億6,000万近い金額が掛かっております。

どうしても上部工、先ほどから申しておりますどうしても桁の厚みを薄くしたい。

そうしないと町道側に影響が出てきますので、その特注な桁を使っていますので、その分の金額が上がっているような状況でございます。

それと、追加工事に関しましてはどうしてもあの工事の施工に関しては、どうしてもここ、前回で言えば埋設管の話とか、その振り替えの道路のちょっと現地に振り替えをしていくときに、もうちょっとこのRを大きくとった方がいいとかそういったところがございますけれども、今回の場合は大きな道路の振り替えというのはございません。

ただしそこに地下に埋設されてる管っていうのがございまして、大村から来てる導水管もあります、ガス管もありますし、下水道管もあります。

そのところに工事の施行に入ってはこちらも先に止めた方がいいとかですね、振り替えた方がいいというそういった小さなところが出てくる可能性はございます。

だから所管課の方としましては、なるべくそういった出戻りの工事が無いような工事の施工管理をですね、していこうと思っております。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

すいません。

60センチのかさ上げ工事につきましてはですね、今回の工事の方には今のところ入っておりません。

町道側の振り替えがございます。

それと、桁を乗っけて今度はその桁から今度は町道側に下ろす際に、今度は工事が新たな工事として発生はしてきます。

だから町道の振り替えをした後の本設の工事の時には、それが次回の工事には入ってきます。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

ちょっと事務的なことでお尋ねをしたいと思いますけれども。

通常契約の相手方というのは、その会社の代表者がするわけでありましてけれども、今度の場合は、株式会社エム・テック長崎営業所の所長岩村洋行さん、この名義で契約はなされています。

当然これはこの名義で法務局で登記をされているということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

これはあの親のエム・テックと水道工業と契約を交わして、共同企業体をつくるという契約を交わしております。

それが証明になるということになります。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

私は、そういうこと言っとるんじゃないで。

例えばですね、契約の相手方、これは長与町町長 吉田慎一で契約をするわけで。

これを、長与町建設部都市整備課課長松邨で契約ができるか。

当然できないわけです。

ですから、これはこの会社を普通は代表して契約をするというのが筋でありますけれども、こういう大きな会社になりますと、九州営業所というその所長ですというのが、過去にも多分あったのかなと思いますけれども、当然そこには登記がやっぱりなされておると。

いうことが私は条件になると思います。

そういった意味で、その確認をしておるわけです。

契約をしたけども、この所長、岩村なんかは私知りませんよと。

会社の代表者が言われたときにどうなるかという、極論すればそういうことも出るわけですから、そこはどうなっているのかというのを確認したかった。

○議長（内村博法議員）

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

申し訳ございません。

確認してから、お答えします。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

すいません、登記まではちょっと私もその会社の登記というのはあるかと思えます。

ただあの大きい企業等によりますと、支店長にその権限を委任してるっていうのがあると思えます。

それがちょっと今確認しないといけなんですけど、当然営業所長で契約を結ぶ以上は、当然その会社の中で、その取締役社長からこういう金額の範囲があるのかどうかその辺はわかりませんが、契約に対して

は所長でできるっていうふうな規定があると思いますので、今回多分あの所長でしてあるということは、その会社ではその委任をしてあるのではないかと思いますけども。

最終的にちょっと調べさせたいと思います。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

はい。

例えばこの契約書の所長岩村洋行、この方が九州営業所の代表としてなっておるというのを本当は確認せんばいかんと私は思うんですね。

というのが、ここに会社印公印が、代表者の印というのが押されておる。

多分これ印刷の関係で、その明確にうつてないというのがあると思う。

通常ここに、マル印の中に株式会社エム・テック、長崎営業所長の印、そういったものが多分を押されてあるんじゃないだろうか。

今度はそれが鮮明に、コピーされておりませんので、分かりませんでしたから敢えてそこをお尋ねをしたわけです。

しかしやっぱり今後契約をしていく中ではですね、こういったものにも充分注意をしながらやっていかないと。

九州営業所の所長が勝手にしたことと言われればどうにもならん、そういうことがないと思いますけれども。

しかし、そういった意味ではですね、ちょっとどうなったのかという心配で聞きましたので。

もうこれ以上答弁求めません。

○議長（内村博法議員）

暫時休憩いたします。

暫時をしばらく休憩に切りかえます。

休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

大変失礼しました。

株式会社エム・テックの代表取締役 松野浩史より、株式会社エム・テック長崎支店支店長岩村氏に委任状が出てますので、これで有効になっております。

○議長（内村博法議員）

暫時休憩いたします。

休憩を閉じて会議を再開いたします。

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

株式会社エム・テック長崎営業所岩村洋行で委任状が出てますので、有効でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

ちょっと今、質問は別にするつもりじゃなかったんですけども、この状況ですよ。

長崎支店とか営業所とか、先ほどから出てきてましたけれども、支店と営業所2つあるのか、或るいはどちらかが誤っているのか、ちょっとはっきりしていただきたいんですよ。

契約書ですので、このまま通していいものかどうか。

私も判断が今つきかねているところですので、改めて答弁をよろしくお願いします。

○議長（内村博法議員）

暫時休憩いたします。

暫時を閉じて休憩いたします。

11時45分まで休憩いたします。

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

○副町長（鈴木典秀君）

はい。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

さきほどは申し訳ございませんでした。

4月23日付けで長崎支店から長崎営業所への変更届が提出されております。

あわせて使用印鑑届それと委任状につきましても、支店から営業所ということで支店長ではなく長崎営業所長ということで委任状も出ておりますので本契約書のとおり問題はないものと思います。

まことに申しわけございませんでした。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって議案第43号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第43号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案第43号について、反対討論を行います。

この都市計画道路西高田線については、私は、提案の当初から、この必要性に対して、質問をしてまいりました。

当初の答弁では、榎の鼻交差点の渋滞解消に必要な道路ということで、この道路の計画がされて認定され、工事が進められてきたというふう聞いております。

しかし、そもそもこの西高田線はこの団地からさらに、先線を延ばして、国道206につなげるというふうな構想のようだったと思いますけども、この道路の先線の進捗も不明でありますし、いつまで、この道路が工事をしなければならぬのかという部分も大変危惧しております。

現状、ここの建設が進められてる道路だけでは、かかる費用に対しての効果が見えにくいという状況です。

この道路は、私が思う限りでは団地の造成並びに商業施設の誘致、図書館建設を有利に進めようとしているだけの道路にしか思えません。

また、この1.3キロの道路工事に対し、40数億円もかけるなど、余りにも無謀な事業であるというふうに思います。

本議案は、請負締結の議案ですが、私は道路築造そのものに反対の立場から本議案に対しても反対するものであります。

以上です。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありませんか。

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

賛成の立場から討論いたします。

今回の制限付一般競争に入札方式でされておりますが、入札契約がさらに透明化し、これまでの入札過程における条件のランダム係数化など、長与管財第158号、159号、163号並びに建設工事における最低制限価格の取り扱いについて対応を行い、町民の税金が公平公正な環境下で使用されていくことは喜ばしいことと思います。

今後も入札及び契約については不正行為の排除を徹底するとともにしっかりとした運用をお願いするところであります。

西高田線の工事が順調に工事を消化し予定どおり完成させ、町民の交通アクセスと交通環境がよりよいものになるようお願いしまして賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第43号、都市計画道路西高田線橋梁工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で13時まで休憩いたします。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5、議案第44号、平成27年度長与町一般会計補正予算、第1号を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

はい。

2、3点ちょっと質問したいと思っております。

説明があつておりますけれども、再度詳しく知りたいので。

金額的には大きい金額ではないんですけども、説明書の10ページの企画の中で6,800万、687万がありますけれども、色々節のほうでは説明がありますけれども、ちょっと中身についてですね、再度お願いしたいと思います。

それと地域振興190万、コミュニティー助成となっておりますけれども、特別何か事業するのかですね、コミュニティーの地域にするコミュニティーなのかちょっとその点とですね、それと11から13にかけての個人番号カード、ちょっとこれについても一つ詳しくですねよろしくこの3点ですねお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

はい。

企画費についてですね御説明申し上げますが、一方ですねこの歳出はですね、すべて歳入特定財源にかかわるものですのでそれを含めて御説明申し上げたいと思います。

説明書の6ページ7ページをお開きいただきたいと思います。

14款2項、1目1節総務管理費補助金の4,000万円でございます。

失礼しました。

400万でございます。

地域女性活躍推進交付金事業補助金でございます。

これはですね国のさきの平成26年度の補正予算が財源でございますが、これを27年度と27年度事業としてですね、内閣府が実施しているもので文字どおりですね、女性の能力を遺憾なく発揮して地域でのですね、雇用拡大もしくは産業振興に寄与するような事業を支援するものでございます。

補助率が10分の8となっておりますこれに100万円を加えてですね、先ほどの8目で事業をですね、想定しております。

それと同じページですが19款5項1目の1節雑入でございますが、その中の町内在住外国人支援事業補助金187万円でございます。

これはですね、外務省関連の自治体国際化協会からの100%の助成金でございます。

目的は地域での多文化共生国際理解教育に資する事業を支援するというものでございます。

これらのですね資金を活用して今回、歳出の事業をですね想定をしてお願いをしているものでございます。

10ページ11ページをお開きいただきたいと思います。

二つの観点でですね、それぞれの節が構成されておりますが、報償費でございますがこれはですね、女性活躍のほう。

失礼しました。

先ほどの資金を活用してですね、どういった事業想定しているのかということですが、女性活躍の補助金でございますが、これはさきですね、26年度の第6号補正でお願いしておりました地域住民生活等緊急支援のための交付金、全額は繰り越して今年度の事業となっておりますが、その中の農産物加工施設整備事業をですね、4,000万でございます。

これを側面から補完する形で人材育成、それと商品開発を今回の予算を使って実施したいと考えております。それで具体的には、報償費でございますがセミナー等の開催の講師謝礼それと試作品加工の謝礼を想定しております。

それと、もう一方で外国人支援の方ですがこれも申し遅れました。

具体的には子育て支援に関する行政サービスの冊子ですね、「大きくなーれ」というのを本町は毎年作成

をしておりますが、それを英語、中国語、韓国語3カ国語に翻訳をするというものでございます。

補償費の中にはその翻訳の謝礼も含まれております。

あと大きなもので申し上げますと委託料でございます。

これはですね商品化に向けた商品分析ですね、オリーブの商品化も事業の中に想定されておりますので、そういった委託料が含まれております。

あとですね、補助金、失礼しました、負担金補助及び交付金の中の各種講習会負担金がございますが、オリーブの基本的な知識を習得していただくためのですね、講習会に参加をしていただくということでその負担金等も想定をしております。

以上でございます。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

議長。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

地域振興費関係につきましてでございます。

これも歳入もあわせて計上させていただいております。

6ページ7ページでございます19款諸収入でございます。

自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業としての一般コミュニティー助成金でございます。

それに伴います支出といたしまして10、11ページでございます、10目の地域振興費の中の19節負担金補助及び交付金で、内容につきましては今回は上長と地区コミュニティーの備品購入に充てるということなのでございます。

以上でございます。

○住民課長（西平隆邦君）

はい、議長。

○議長（内村博法議員）

西平住民課長。

○住民課長（西平隆邦君）

はい。

マイナンバー制度についてご説明いたします。

今回補正をお願いした分の歳入の方がまず6、7ページ説明書がありますけども、これが個人番号カードの事業費の補助金と交付事務に対する補助金でございます。

歳出の方が10、11ページの戸籍住民基本台帳費の方に計上しておりますが、今回、本年度の10月から個人番号の通知が全国一斉に開始されます。

それから来年28年の1月から個人番号カードの発行と交付と利用が開始されます。

その準備のために計上させていただいてるもので、報酬費と嘱託員を1名と周知のための印刷製本費と郵便料、それからそのカードの修正等が必要になるための印字のシステム、12、13ページ最後になりますけど19節の負担金については、この交付事業がJ-L I Sという国の全国的な総合機関の方へ関連事務の委任によるものになりますのでその負担金を計上させていただいております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私はですね、4ページの第2表債務負担行為のところと同いです。

変更で図書館システムリース料を債務負担行為が変更になっておりますが、変更前を見ますと平成28年度から平成31年度前まで、補正後は28年度から32年度ということで、そもそも債務負担行為そのものも始まっていないのになぜ1年延長されたのかなというところをお伺いたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

お答えいたします。

図書館システムリースの債務負担行為の延長でございますが、システムに切り替える期間が3カ月ほどかかるということがわかりまして、実際にリース期間がですね、3カ月後という形になりまして3カ月分がですね、1年後退するという形になっております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第44号は、会議規則第46条第1項の規定によって6月10日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって議案第44号は、6月10日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

日程第6、議案第45号、長与小学校体育館吊天井撤去工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（吉田慎一君）

はい。

吉田町長。

では、議案第45号、長与小学校体育館吊天井撤去工事請負契約の締結につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本請負契約は長与小学校体育館の吊天井を撤去する工事でございます。

契約金額は5,000,227万2,000円となっており契約の相手方は長崎市出島町4番2号、株式会社長崎土建工業所、代表取締役上山信宏、資本金9,000万円となっております。

契約の方法は競争指名競争入札で6月1日に指名15社による入札を行っております。

工事の主な内容といたしましては、非構造物部材であります体育館、フロア部分の吊天井の撤去、それに伴う構造物の塗装、照明器具及び火災報知機の取りかえを行うものでございます。

別紙参考図面として立面図、断面図を添付しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

工期につきましては170日間を予定をしております。

以上、本工事請負契約を提携いたしたく地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。
御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

撤去ということでそれはそれでいいわけですが、そのあと体育館を利用するのにあとまたなにか新設して体育館を利用するようにするのかそのままなのか、ちょっとその点をですね、全然必要ないのかですね、これから先のことです。

○教育総務課長（青田浩二君）

はい。
青田教育総務課長。
今回の工事につきましては、主な内容といたしまして先ほど町長からの説明がありましたけれども吊天井の撤去、それとむき出しになった屋根の下地部分への断熱材の吹きつけ及び鉄骨ラスの塗装、照明器具等の取り替えと放送設備につきましては既存の部分を活用いたしまして、それにフレ止めボルトと落下防止ワイヤーを設置するということが工事内容になっておりますので、この後の新たな工事っていうのは発生いたしません。
以上です。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。
河野議員。

○14番（河野龍二議員）

はい。
ここでも先ほどお伺いしましたように入札結果の状況を教えていただきたいというふうに思います。
最低制限価格等々ですねお願ひしたいというふうに思います。
いいでしょうかね。
先ほど町長の説明の中で工期が170日間とこういうふうに説明がありました。
契約書の中身には工期そのものの日程が記載されておられません。
これはこういう形でいいものなのかですね、その辺も含めてお願ひしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

はい。
お答えします。
まず、長与小学校体育館吊天井撤去工事の設計額、5,340万円税抜きでございます。
予定価格、5,334万6,000円これも税抜きでございます。
落札額4,840万円これも税抜きでございます。
最低制限価格、4,812万7,000円税抜きでございます。
落札率は90.7%になります。
工期の件ですけども工期を170日と定めておりますので、本契約は議会議決後、170日間ということで最初の工期もわからなくて、それから、最初の工期が決まればそれから170日間ということになります。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

はい。

工期の件で伺いますが172時間の定める内容が契約書そのものの中には、ちょっと出てこないんですけども、これはどういう形でこれ170日間のを決定するものなのかですね。

そこを一つ伺いたいというふうに思います。

そして、契約書の中身に期間がありますせんから仮にこの工期が変更される場合はどのような対処をされるのかですね、その辺もお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

工期につきましては、先ほど御説明ありましたように172日という工期を確保したく議決日から170の日数を記載させていただきたいというふうに考えております。

また、お尋ねの工期等が変更なった場合はですね、いろんな理由があつてこそ工期変更のお願いができるという形に考えております。

それともう1点170日という工期でございますが、これは工種またその金額によって建設の工事のほうで標準工期でございます。

そちらの方で170日という形で決めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第45号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第45号、長与小学校体育館吊天井撤去工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、発議第1号、労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

労働者派遣法改正案、労働基準法改正の撤回を求める意見書についてご説明は理解できたんですけども内容のところでお伺いしたいというふうに思います。

この中で派遣期間上限3年を外して派遣労働者の正社員の道を閉ざしてしまうという形で書いてありますけれども、現状、働く方から御相談を受ける場合に現状この3年というのがあるんですけども、3年を過ぎたところで結局雇いどめになってしまうという現象があつてなかなか正社員の道っていうのは今も開かれていないんですね。

そうしたときに3年という枠があるために派遣先を変えなければならないという御意見をたくさん聞くんですね、だからその点についてどう考えなのかとこの3年を外れた方が派遣される身としてはずっと同じ場所で、働き続けられる。

ここはもちろん生涯派遣押しつけることはなりませんってなってますけれども、派遣されてる方がずっと派遣がいいとおっしゃる方も結構多くてですね、その点もどんなお考えなのかというのが1点と、もう1点下の方の(キ)のところで1で欧州連合型均等待遇原則を参考に書いてありますけれども、日本の雇用形態とEUの雇用形態はかなり違うかっていうふう思っております。

その中で今いろんな御意見いろんなところで話し合いがなされてるところですけども、そこをどのようにお考えなのかというところで日本の雇用形態にどうやって合わせていかなっていうところをお伺いします。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

はい。

それでは、饗庭議員の質問にお答えいたします。

まずはその3年という期限をですね、派遣期間上限3年を外してということになりますけれども、それが労働者の派遣の方たちはですね、その3年という枠を外すことにより正社員になりたくてもやっぱりなれないというような規制がなってきます。

例えば無期限に正社員としてなれなくて派遣をずっと続けていかなければならないという状況になります。

派遣労働者の6割以上がなぜ派遣にしたかというのは、やはり職が見つからないという状況ですので、そしてまた6割以上が正社員になりたいというような統計も出ております。

しかし、その3年というのを上限派遣者期間の上限3年を外してしまうと、結局一生派遣でいなければならない。

元の企業が結局3年をたったら、人を代えてまた新しい人を雇ってずっと派遣で続けて新しい派遣元に、派遣先に、労働者を派遣することができるというような状況であります。

それから28の業種に限ってはこの3年というのはありませんでした。

専門職に限っては今まではなかったんですけども、専門職の28の専門職も結局これからは、その3年というところでやめなければならなくなる。

ようするに正社員としての期間が外されることになります。

それからもう一つは、欧州連合の方の均等待遇の原則です、働き方なんですけれど欧州はですね1951年にパリ条約によって成立されて、ヨーロッパは全体でイギリス、フランスを中心として28の主要国家、国民国家が集まったできた待遇であります。

そしてまた、欧州の派遣労働の指令は労働者、派遣労働者と正規労働者の均等待遇の確保も求めていますので、例えば今回のように高度プロフェSSIONALの方たちによって、時間労働外、時間外労働また休憩、休息、夜間勤務それから休暇、祝日などの規制をすべて均等待遇を外してしまうということになると非常に過密労働、日本は長期間労働、それから精神的なメンタル面での病気をまた自殺者などが蔓延してしまうということになりかねますので、このEU型の均等待遇を日本も持ってきてインターバルの規制などを確保することによって均等待遇が欧米とともに日本も確保できるということになりますので、それを日本も欧米とともに並んで欲しいということでもあります。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

私がお伺いしたいのは現実正社員になる率が本当に少ないとそこをどう把握してね、これを訴えるのかなどというのを聞きたいわけですよ。

ここに書いてあるのは重々私は理解しておりますし、正社員なれるといんですけども、実際ですね派遣の方が正社員になるというなかなか難しいんですよ。

全国的なパーセンテージは必要でしょうし、ただ、だから正社員なれるのはどれぐらいなのか、そこが1点。

EUの雇用形態と日本の雇用形態は違うからこれを参考に書いてるけども、何を求めているのかというところをお伺いしたいんですけども。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

申し訳ありません。

今、長崎県でのパート、アルバイトは30.9%派遣社員が2%であります。

全国ではパートが30.9%派遣社員が3.3%という状況、合わせて40%ぐらいなんですけども、何%が正社員になれるかと、すいません、ここに資料がなのでお答えできないんですけども、実際に若い方たちも派遣をされて正社員になれないという現実がほとんどありますので、ジョブ型派遣の形でも正社員という求めれば企業は正社員に3年以内で相手が求めるようにちゃんとそれを考慮していかなければならないという規定があります。

しかし、今その3年という規定も取っ払ってるということで、3年で派遣者が派遣元から派遣先への3年という上限がもう決まってくるので、それはもう取っ払うことによって全く正社員の道が閉ざされてしまうというところが問題点であります。

欧米ではですね、先ほど言いましたように日本では労基法によりまして1日8時間、週に40時間という労働の規制が決まっております。

それを日本の企業はやはり残業というのが非常に過密しておりますので、ほとんどの企業が残業という状況でありますので、これを取っ払うことによって特定の特定高度専門職ですね、そういったところですべてがその時間制限なしに働かされてしまうという状況になりますので、これはもう本当に日本の企業としては絶対止

めなければならないというところで、自殺者、過密過労死をふせぐためには欧米に習って労働労基法を変えていかなければならないということでもあります。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

はい。

私は今回のこの改正法ですね、ライフ、ワークライフバランスを確保しだれもが希望に応じた多様な働き方を実現することを目的とするということでやってるんですね、そして25年の国が実施した雇用の構造に関する実態調査、いわゆるフリーターを正社員とそれから派遣どちらがいいかということでアンケートをとったのは御存じですか。

この中でね多分、この数字を見ますと正社員でいたいというのが47.3%そして派遣労働者で働きたいというのが43.1%拮抗してるんですよ。

これが実態なんです。

このことについてですねこのようにして拮抗してるのにね、最終的にそのあなたがおっしゃるようなことを押しつけて逆にいいのか、多様な働き方がそれのできるのかどうかそれについての御意見を出していただきたい。

○3番（安部都議員）

はい。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

竹中議員の質問にお答えいたします。

そうですね、パーセントとして見たら43.1%派遣労働者でずっと働きたいということかもしれませんが、やはり職がない若者たちの職がないというところで、やはりこのパーセントだけでは考えられないところがあるんですね、見れないところがあります。

これからの労働条件の今から若い人も基準として働き方っていうのが今から見直さなければなりませんので、介護をして子供たちを養育、教育して育てて行くためには、男女とも平均して皆さん公平公正の共存の社会でいかなければなりません。

それで派遣労働者がいつまでも派遣労働者のままであったら、少子化対策にもなりませんし、子供たち介護、高齢者社会となっても介護をすることもできません。

そこでやはり共生共存の社会を求めるためには、派遣労働者も正規社員とともに同じ待遇をもって出産、育児、介護を今からしていかなければなりませんので、こういった面でも正規従業員と同等の権利を非正規職員にも与えなければならないというような今からの求めるものであると思います。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それはお互いのイデオロギーの違いで私見であって、実態の調査としてはこのような数字が出てるといことですね、多様な働き方をしたいというようにもう今からの若いひとたちはそういうことも求めている。

だからそのニーズに合わせていくというのね、一つの方法だとそのように思うんですね。

私たちがまだ若い頃働いて時には安定企業、俗にいう公務員になりなさいとかね、これだったら絶対つづれ

んとからとかそういう状況でいろんなところで努力をしましたよね。

今はあまり世の中でフリーターの方は努力をされない、私たちからみればね、そして主張はされる、だから経営者と雇用者と雇用側は全く意見が違うんですね、私は雇用をしつとた会社をやっておりましてのでね、なるべく金額を売り上げを上げて、職員の方に給料払いたいという気持ちがあります。

しかしながら社員の方は少しでも時間を短縮してたくさんお金もらいたい、自分の環境整備がね先なんです

ね。
だからこれはずっとうまらない。

私は実態調査を見てね、なるほどなこれがやっぱり今の日本のニーズなのかなと私は思ってるんですね、その辺についてね質問しようと思っていんだけどこれはもうお互いの意見が違うわけだからだからこの数字というのもぜひ大切にしていきたい、よく考えていただきたいということです。

それを一つご意見を聞かしていただいて質問を私はこれで終わります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

はい。

そうですね、日本社会は格差社会がかなり拡大されているというふうに思っております。

そしてまた、6人に一人は子供の貧困というものもあります。

貧富の差が激しいということで、こういった日本の企業の社会の中で企業は働く場所がないというところで最低限の生活を安定の保証もしなければならぬというところで、派遣のままで不安定のままで結婚も出産も子育ても介護もできないという状況でありますので私は、このような政府が求めるような労働規制基準法の改正、労基法の派遣法の改正というものはですね、これからの若い人たちの職を閉ざすというものであると思いますので、改正案としては認めるわけにはいかないというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、発議第1号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました発議第1号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月10日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、6月10日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。